

# 大分県報

令和六年  
第五六四号  
十一月二十九日

（金曜日）

## 目次

### 人事委員会規則

職員給与の支給等に関する規則の一部改正……………一  
管理職員等の範囲を定める規則の一部改正……………一

### 告示

土地改良区の定款変更認可……………一  
林業種苗法による生産事業者の登録（五件）……………一  
道路区域の変更（七件）……………三  
道路の供用開始……………五  
選挙管理委員会告示……………五

### 公告

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正……………五  
土地改良区の役員の就退任……………六  
競争入札参加者の資格に関する告示……………六  
一般競争入札の実施……………七  
監査公表……………七  
監査結果に関する公表（定期監査）……………一〇  
監査結果に関する公表（臨時監査）……………一六

## ○人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十一月二十九日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十五号

令和六年十一月二十九日

大分県報（人事委規則・告示）

一

### 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第三の教育委員会の部の本庁の項中「参事（総括）」を「参事（人事委員会が指定する職にあるもの）、参事（総括）」に改める。

### 附則

この規則は、令和六年十二月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十一月二十九日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十六号

### 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年大分県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の教育委員会の部の本庁の項中「福利課」の下に「参事・」を加える。

### 附則

この規則は、令和六年十二月一日から施行する。

## ○告示 示

大分県告示第五百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和六年十一月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

土地改良区名 所在地

明正土地改良区

豊後大野市

認可年月日 令六・一一・一八

大分県告示第五百三十一号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産

事業者の登録を行った。

令和六年十一月二十九日

大分県知事

佐藤樹一郎

一 登録番号

中部第六号

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

大久保 康徳

由布市湯布院町川北千六百六十八―四

三 生産事業の内容

苗木 幼苗の育成

四 事業所の名称及び所在地

由布市湯布院町川北千六百六十八―四

大分県告示第五百三十二号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

令和六年十一月二十九日

大分県知事

佐藤樹一郎

一 登録番号

中部第七号

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

小野 幹雄

臼杵市野津町大字垣河内二千七百二十七―二

三 生産事業の内容

苗木 幼苗の育成

四 事業所の名称及び所在地

臼杵市野津町大字垣河内二千七百二十七―二

大分県告示第五百三十三号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

令和六年十一月二十九日

大分県知事

佐藤樹一郎

一 登録番号

南四十六

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

特定非営利活動法人清望会 理事長 青木 清一郎

佐伯市長島町一丁目八番二十号

三 生産事業の内容

種穂 採取

四 事業所の名称及び所在地

ネクストライフ

佐伯市長島町一丁目四千五百八十八番地四

大分県告示第五百三十四号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

令和六年十一月二十九日

大分県知事

佐藤樹一郎

一 登録番号

北部第八号

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

相良 昇吾

中津市大字大悟法八十九番地八

三 生産事業の内容

1 種穂 採取、精選

2 苗木 幼苗の育成

四 事業所の名称及び所在地

中津市耶馬溪町大字戸原千七百二十番地一

大分県告示第五百三十五号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

令和六年十一月二十九日

一 登録番号  
北部第九号  
大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所  
有限会社耶馬溪農援団 代表取締役 瀬戸間 久則

三 生産事業の内容  
中津市耶馬溪町大字三尾母百四番地の一

1 種穂 採取、精選  
2 苗木 幼苗の育成  
四 事業所の名称及び所在地  
中津市耶馬溪町大字三尾母百四番地の一

大分県告示第五百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
その関係図面は、令和六年十一月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。  
令和六年十一月二十九日  
大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
県道森耶馬溪線	中津市耶馬溪町大字深耶馬字深田三三〇七番一地从先から 中津市耶馬溪町大字深耶馬字井加畑三三六六番一〇まで	前	メートル 一四・七 ） 六・八	メートル 二三〇・五
	中津市耶馬溪町大字深耶馬字深田三三〇九番二から 中津市耶馬溪町大字深耶馬字井加畑三三六六番一〇まで	後	二三・七 ） 八・八	二三〇・五

大分県告示第五百三十七号

令和六年十一月二十九日

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
その関係図面は、令和六年十一月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。  
令和六年十一月二十九日  
大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長	備考
県道三重弥生線	豊後大野市三重町松尾字塚田二六九二番一地从先から 豊後大野市三重町松尾字塚田二七二八番二地先まで	前	メートル 一四・〇 ） 七・〇	メートル 二六四・五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	豊後大野市三重町松尾字塚田二六九二番四から 豊後大野市三重町松尾字塚田二七二六番二まで	後	メートル 一四・〇 ） 七・〇	一五六・三	

大分県告示第五百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
その関係図面は、令和六年十一月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。  
令和六年十一月二十九日

大分県報（告示）

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延 長
田線 県道戸畑日	玖珠郡玖珠町大字戸畑字前梅四 八一四番一から 玖珠郡玖珠町大字戸畑字内ノ迫 九九六七番一まで	後	四一・四 八・九	七二四・九

大分県告示第五百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
その関係図面は、令和六年十一月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和六年十一月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延 長	備考
県道耶馬溪 院内線	中津市耶馬溪町大字 深耶馬字井加畑三三 三八番四から 中津市耶馬溪町大字 深耶馬字下鶴二五九	A	一八・一 五・四	三二五・四	

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延 長
院内線 県道耶馬溪	中津市耶馬溪町大字深耶馬字下 鶴二五九二番一から 中津市耶馬溪町大字深耶馬字久 留見二六二四番七まで	後	一八・一 九・二	一九四・四

大分県告示第五百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
その関係図面は、令和六年十一月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和六年十一月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延 長
院内線 県道耶馬溪	中津市耶馬溪町大字深耶馬字下 鶴二五九二番一から 中津市耶馬溪町大字深耶馬字久 留見二六二四番七まで	前	一一・三 五・四	一九四・四

大分県告示第五百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
その関係図面は、令和六年十一月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年十一月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道神原玉来線	竹田市大字入田字大仲寺七七一番二から 竹田市大字入田字清水道五八四番二まで	前	メートル 二一・九 五・九	メートル 二二〇・〇
	竹田市大字入田字大仲寺七七一番二から 竹田市大字入田字清水道五五九番二まで	後	二三・五 七・二	二二〇・〇

大分県告示第五百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年十一月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて一般の縦覧に供する。

令和六年十一月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道西大山大野日田線	日田市大山町西大山字石川内七〇七三番四地先内	前	メートル 三・九 三・七	メートル 一五・三
	日田市大山町西大山字石川内七〇七三番四地内	後	四〇・八 三・七	一五・三

大分県告示第五百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年十一月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて一般の縦覧に供する。

令和六年十一月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道西大山大野日田線	日田市大山町西大山字石川内七〇七三番四地内	令六・一・二九

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第五十七号

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示（昭和五十年大分県選挙管理委員会告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

令和六年十一月二十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一木 俊廣

- 一 指定病院中
  - 「宇佐中央内科病院」を「大字江須賀四〇四六一」を
  - 「医療法人明徳会佐藤第二病院」を「大字中原三四七」を
  - 「宇佐中央内科病院」を「大字江須賀四〇四六一」に改める。
  - 「四 指定老人ホーム中」を「大字田尻七八四一一」を
  - 「社会福祉法人三愛会特別養護老人ホーム天領ガーデン」を「大字田尻字高尾七八四一一」に改める。
  - 「社会福祉法人三愛会特別養護老人ホーム天領ガーデン」を「大字田尻字高尾七八四一一」に改める。

令和六年十一月二十九日

大分県報（告示・選管委告示）

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、明正土地改良区（豊後大野市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和六年十一月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

（退任役員）

役名	氏名	住 所
理事	渡 辺 良 治	豊後大野市緒方町上冬原一六四番地
〃	佐 藤 富 香	〃 緒方町徳田一九三番地
〃	衛 藤 公 明	〃 緒方町冬原五一七番地一
〃	三 代 茂 夫	〃 緒方町原尻四七〇番地
〃	洪 谷 修 治	〃 緒方町鮎川三三二番地
〃	衛 藤 誠 藏	〃 緒方町大化二六三二番地
〃	伊 東 正 憲	〃 緒方町平石四五八番地
〃	進 藤 充 啓	〃 緒方町馬背畑一九八四番地
〃	麻 生 敬 二	〃 清川町砂田一六〇〇番地二
〃	阿 南 安 幸	〃 緒方町天神一二五一番地
監 事	倉 原 宗 勝	〃 緒方町下徳田三〇六番地
〃	羽 田 野 正 二	〃 緒方町大化二七六四番地
〃	植 田 益 三	〃 緒方町馬背畑一六七九番地

〃	平 井 壽 廣	〃 緒方町徳田六三一番地
〃	麻 生 信 行	〃 緒方町久土知一三七〇番地
〃	甲 斐 文 義	〃 緒方町鮎川一六〇一番地
〃	衛 藤 誠 藏	〃 緒方町大化二六三二番地
〃	伊 東 正 憲	〃 緒方町平石四五八番地四
〃	進 藤 充 啓	〃 緒方町馬背畑一九八四番地
〃	羽 田 野 晃 一	〃 緒方町大化一三七二番地
〃	柳 井 輝 男	〃 清川町六種一五八五番地二
〃	阿 南 安 幸	〃 緒方町天神一二五一番地
監 事	衛 藤 貴 一 郎	〃 緒方町冬原五三七番地
〃	洪 谷 修 治	〃 緒方町鮎川三三二番地
〃	斎 高 忠 史	大分市古国府五丁目三番二一〇二
〃	阿 孫 敬 生	〃 高城新町一〇番二七号ロゼ高城六〇二

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和六年十一月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 調達をする物品等の種類  
大分県警察本部庁舎別館ほか十七施設で使用する電気

二 競争入札の参加者の資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴

力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が一年未満である者（基準日において継続して一年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

## 2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

## (三) 経営規模

(1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

(2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) その他知事が必要と認める事項

## 三 競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等

### 1 申請の方法

入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

### 2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九六五

### 3 申請の時期

令和六年十一月二十九日から同年十二月二十日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

## 四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

### 1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和八年九月三十日までとする。

### 2 更新手続

令和八年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。

## 五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

### 1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

### 2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/snikaku2024.html>

## 六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書（変更届を含む。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げ届出を行った場合

2 1の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を有する者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和六年十一月二十九日

## 1 競争入札に付する事項

大分県知事 佐藤 樹一郎

<p>(1) 調達をする物品等の種類及び予定数量 大分県警察本部庁舎別館ほか17施設で使用する電気5, 112, 134キロワットアワー</p> <p>(2) 使用期間 令和7年3月1日から令和8年2月28日まで</p> <p>(3) 需要場所 大分市荷揚町5番36号ほか17所在地</p> <p>2 大分県共同利用型電子入札システムの利用 本案件は、大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるものほか大分県電子入札運用基準（物品・役務）（以下「運用基準」という。）による。 なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を9に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。</p> <p>(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者の登録を受けている者であること。</p> <p>(4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。</p> <p>(5) この公告の日から10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。 なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p>	<p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>4 入札参加申請の方法及び期間 電子入札システムにより入札参加申請を、令和6年12月2日（月）午前9時から同月27日（金）午後5時までに行うこと。 なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札（見積）参加届出書」（運用基準様式第2号）及び入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和6年12月27日（金）午後5時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により次の提出先に提出すること。 提出先 大分県警察本部警務部会計課用度係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131（内線2263）</p> <p>5 競争入札参加資格に関する事項 競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 令和6年11月29日（金）から同年12月20日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手方法 大分県ホームページから申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。 URL <a href="https://www.pref.oitajp/soshiki/201100/shikaku2024.html">https://www.pref.oitajp/soshiki/201100/shikaku2024.html</a></p> <p>(3) 申請書類の提出先及び問合せ先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号</p>
---	---

<p>電話 097-506-2965</p> <p>なお、郵送のほか電子による提出もできるものとする。</p> <p>6 契約条項を示す方法及び日時 大分県警察本部のホームページ及び電子入札システム上に令和7年1月14日（火）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。ただし、11に記す再度入札を行うときは、再度入札の開札日まで延長する。</p> <p>7 電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 電子入札システムによる入札金額の入力期間 令和7年1月6日（月）から同月14日（火）午後5時まで 電子入札システムを利用して入札する場合は、ICカード（電子証明書）とカードリーダーの準備及び利用者登録を完了していること。</p> <p>9 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度係 (2) 提出期限 入札参加承認日から令和7年1月14日（火）午後5時までに必着のこと。 なお、郵送の場合は、書留郵便とする。</p> <p>10 電子入札システムによる開札 開札予定日時 令和7年1月16日（木）午前10時</p> <p>11 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合における再度入札の入札金額の入札期限、入札書の提出期限及び開札日時並びに第1回入札の最低入札価格は、別途通知する。</p> <p>12 入札保証金に関する事項 免除とする。</p> <p>13 契約保証金に関する事項 契約総額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p>	<p>14 入札の無効 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。 (5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。</p> <p>15 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>16 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。 (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定により随意契約を行うものとする。</p> <p>17 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県警察本部警務部会計課用度係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131（内線2263）</p> <p>18 その他 (1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。 (2) この入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の3に規定する長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る蔵入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。</p> <p>19 Summary (1) Nature and quantity of products to be purchased About 5,112.134kwh of electricity, to be used in</p>
--	---

the annex building, Oita Prefectural Police, 17other Buildings  
 (2) Time limit for tender  
 5:00 p.m. 14 January, 2025  
 (3) Office  
 Accounting Division, Oita Prefectural Police  
 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8502  
 Tel 097-536-2131

## ○監 査 公 表

### 監査委員公表第726号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年11月29日

大分県監査委員	長	谷	尾	雅	通
大分県監査委員	長	野	恭	子	一
大分県監査委員	森	誠	一		
大分県監査委員	守	永	信	幸	

### 第1 監査の概要

この定期監査は、大分県監査委員監査基準（令和2年大分県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

#### 1 監査の対象

令和5年度における財務に関する事務の執行

#### 2 監査の実施

知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局、企業局、病院局、教育庁及び警察本部について、令和6年5月8日から9月25日までの期間において実施した。

	監査対象機関数
知事部局	93
議会事務局	1
人事委員会事務局	1

労働委員会事務局	1
監査委員事務局	1
企業局	1
病院局	1
教育庁	12
警察本部	30
合 計	141

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

### 3 監査の主眼

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、公平・公正な立場で、基本となる会計・経理の正確性、合規性はもとより事務事業の経済性、効率性及び有効性の観点からも、より実効性の上がる監査を実施した。

### 第2 監査の結果

監査を実施した141機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり42機関において、20件の指摘事項及び40件の注意事項があった。

その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

#### (1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

#### (2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ② 過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が適正を欠くもの

④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの 指摘事項		監 査 結 果
1	<p>① 経済性、効率性、有効性に欠けるもの 指摘事項</p> <p>1 指摘事項</p>	<p>監 査 結 果</p>
<p>監査対象機関</p> <p>(知事部局・総務部)</p>	<p>大分県東部振興局 日出水利耕地事務所</p> <p>大分県南部振興局</p> <p>大分県豊肥振興局</p> <p>大分県北部振興局</p>	<p>草刈業務委託契約について、履行期間内に業務完了通知書が提出されないまま検査を行い、かつ、仕様書に定めた回数が実施されていないにもかかわらず委託料を支出している事例が認められた。</p> <p>庁舎等の修繕工事について、検査員の任命を行わずに、誤って物品購入検査員が完了検査を行っている事例が多数認められた。</p> <p>公用車を年間5回も損傷させ、うち1回は県の過失割合が大きい人身事故を起こし、廃車処分となるという極めて不適切な財産管理の事例が認められた。</p> <p>営業用自動車(タクシー)について、借上契約を締結せず、前年度に預ったチケットを利用したうえに、請求に対する支払が著しく遅延している事例が認められた。</p> <p>決裁を経ずに、無料求人情報サイトに会計年度任用職員の求人広告掲載の申込みをするとともに、応募があつた後も解約手続を行わず、無料掲載期間が経過したことにより、本来必要でない広告掲載料が発生した事例が認められた。</p>
<p>(知事部局・福祉保健部)</p> <p>高齢者福祉課</p> <p>障害福祉課</p> <p>(知事部局・商工観光労働部)</p> <p>経営創造・金融課</p> <p>工業振興課</p> <p>観光局観光政策課</p>	<p>旅費について、ETCカードを利用し県内旅行をしたにもかかわらず、旅行命令を発していない事例が多数認められた。</p> <p>第42回大分国際車いすマラソン開催事業委託について、全額概算払を行っているものの、実績報告書が監査時点で未だ提出されておらず、額の確定を行っていない事例が認められた。</p> <p>令和5年度大分発ニュービジネス発掘・育成事業費補助金について、令和5年度監査における指摘事項である不十分な進捗管理が繰り返し、補助対象事業者の変更申請が著しく遅延している事例が認められた。</p> <p>少年少女発明クラブ連携事業委託業務等について、契約締結が業務開始から10か月も遅滞している事例が認められた。</p> <p>新しいおおいだ全国誘客促進事業について、電子クーポンの発行を委</p>	<p>記事業者任せきりにし、状況等を十分に確認しなかったため、宿泊事業者等による電子クーポンの不正利用等を早期に阻止できなかったなど、事業執行管理が著しく不適正な事例が認められた。</p>
<p>(知事部局・農林水産部)</p> <p>新規就業・経営体 支援課</p> <p>(知事部局・土木建設部)</p> <p>公園・生活排水課</p> <p>大分土木事務所</p> <p>臼杵土木事務所</p> <p>玖珠土木事務所</p> <p>中津土木事務所</p> <p>宇佐土木事務所</p> <p>(知事部局・会計管理局)</p> <p>用度管財課</p> <p>(企業局)</p> <p>企業局</p> <p>(病院局)</p> <p>病院局</p>	<p>旅費について、ETCカードを利用し県内旅行をしたにもかかわらず、旅行命令を発していない事例が多数認められた。</p> <p>高砂歩道橋(ペデストリアンデッキ)の防災等管理業務委託契約について、受託者が事前の承諾を得ることなく業務の一部を再委託し、さらに契約書に規定がない再々委託をしている事例が認められた。</p> <p>道路占用料について、道路占用台帳の整備が不十分であったため、算定に誤りがある事例が複数認められた。</p> <p>粗大ごみ処理処分委託について、産業廃棄物の対象となる廃棄物を誤って一般廃棄物として処分委託を行っていた事例が認められた。</p> <p>施設修繕料等の支出について、完了検査は実施していたものの、検査表示がない請求書等により支払を行っている事例が多数認められた。</p> <p>旅費について、ETCカード及び法人カードを利用し県内旅行をしたにもかかわらず、旅行命令を発していない事例が多数認められた。</p> <p>用品調達特別会計の歳入について、年度末に行うべき減額調定処理(約5億円)を遺漏した事例が認められた。</p> <p>公用車を短期間に繰り返し損傷させたことにより、県に多額の損害を生じさせた事例が認められた。</p>	<p>過年度のその他未収金及び医業外未収金について、病院局内の連携不足により督促が著しく遅れている事例が認められた。</p>
2	<p>2 注意事項</p> <p>監査対象機関</p>	<p>監 査 結 果</p>

(知事部局・総務部)		行政企画課	旅費について、集中化所屬と事業課との間の書類の受渡しが不適切であったため、一件書類の所在が不明となり、再度、請求書を徴し、支払が遅延した事例が認められた。
		市町村振興課	住民基本台帳ネットワークにおけるバックアップ回線機器の賃貸借契約について、請求書の管理及び業務の進行管理が不十分であったことにより支払が遅延し、過年度支出となった事例が認められた。
		大分県東部振興局	旅費について、集中化所屬と事業課との間の書類の受渡しが不適切であったため、一件書類の所在が不明となり、再度、請求書を徴し、支払が遅延した事例が認められた。
		大分県東部振興局	一括発注が可能な国東総合庁舎3階ペラントラ手摺り等の3つの修繕について、別々に発注している事例が認められた。
		大分県東部振興局 日出水利耕地事務所	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
		大分県東部振興局	公共料金の支出について、支払期日を振替予定日（引落日）と認識したことにより振替不能が生じ、遅延利息を含みその他需用費を支出している事例が認められた。
		大分県南部振興局	旅費について、ETCカード及び法人カードを利用し県内旅行をしたにもかかわらず、旅行命令を発していない事例が認められた。
		大分県税事務所	名刺の印刷について、検査日が誤って記載された検査日以前の日付の請求書に基づき支出命令を起票し、印刷消耗費を支出している事例が認められた。
(知事部局・企画振興部)		統計調査課	ETCカードの管理について、適切な紛失防止対策を講じておらず、カードを1枚紛失した事例が認められた。
(知事部局・福祉保健部)		福祉保健企画課	公用車について、道路運送車両法第48条に定められた定期点検整備を行っていない事例が認められた。
		子ども・家庭支援課	病児保育施設ICT化推進事業費補助金について、補助対象事業者が消費税等仕入控除を行っていないか確認しなかったことにより補助金の過大支給となっている事例が認められた。
		子ども・家庭支援課	児童措置費負担金について、前年度と比較して、収入未済額が増加し収納率も低下しており、その額は依然として非常に多額（5,000万円超）なことが認められた。
		障害福祉課	母子父子寡婦福祉資金償還金について、前年度と比較して、収入未済額は減少しているものの、収納率が低下しており、その額は依然として非常に多額（5,000万円超）なことが認められた。
(知事部局・生活環境部)		環境政策課	児童措置費負担金について、前年度と比較して、収入未済額は減少しているものの収納率が低下しており、その額は依然として多額なことが認められた。
		循環社会推進課	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
		環境社会推進課	環境保全協力金について、前年度と比較して、収入未済額の変動はないが収納率は低下しており、その額は依然として多額なことが認められた。
		工業振興課	行政代執行求償金について、前年度と比較して、収入未済額は減少し、収納率も上昇しているが、その額は依然として非常に多額（5,000万円超）なことが認められた。
(知事部局・農林水産部)		団体指導・金融課	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
		地域農業振興課	農業改良資金償還金について、前年度と比較して、収入未済額は減少しているが、収納率は低下しており、その額は依然として多額なことが認められた。
		農地・農村整備課	沿岸漁業改善資金償還金について、前年度と比較して、収入未済額は減少しているが、収納率は低下しており、その額は依然として多額なことが認められた。
		林務管理課	画像解析技術を活用した高精度な小ネギ皮むき調製機開発委託業務について、完了検査を行うことなく額を確定し、委託料を支出している事例が認められた。
		林務管理課	基幹水利施設管理事業について、実績報告書の添付書類に不備（補助対象経費の支出を明らかにする書類等の不足）があるまま補助金の額の確定を行っている事例が認められた。
		林務管理課	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。

(知事部局・土木建築部)		たことにより支払が遅延し、過年度支出となった事例が認められた。	
用地対策課	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。	(各種委員会)	
道路建設課	旅費について、ETCカードを利用し県内旅行をしたにもかかわらず、旅行命令を発していない事例が認められた。	監査委員事務局	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
港湾課	旅費について、ETCカードを利用し県内旅行をしたにもかかわらず、旅行命令を発していない事例が認められた。	(病院局)	
都市・まちづくり推進課	旅費について、ETCカードを利用し県内旅行をしたにもかかわらず、旅行命令を発していない事例が認められた。	病院局	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
施設整備課	O A S I Sひろば21共用部に係る管理業務委託及び施設改修委託について、受託者が事前の承諾を得ることなく業務の一部を再委託している事例が認められた。	(教育庁)	
大分土木事務所	一括発注が可能な自家用電気工作物保安管理業務委託について、別々に発注している事例が認められた。 行政財産目的外使用許可について、財産台帳に誤って登録された面積を基に許可面積を算定したことにより、庁舎等管理費を過小に徴収していた事例が認められた。 港湾使用料について、前年度と比較して、収納率は上昇しているが収入未済額は増加しており、その額は依然として多額なことが認められた。 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。	人権教育・部落差別解消推進課	地域改善対策奨学金貸付金返還金について、前年度と比較して、収入未済額は減少し収納率は上昇しているものの、その額は依然として非常に多額(5,000万円超)なことが認められた。
豊後大野土木事務所	名刺の印刷について、検査日が誤って記載された検査日以前の日付の請求書に基づき支出命令を起票し、印刷消費費を支出している事例が認められた。	3 監査の執行状況 監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。	
玖珠土木事務所	庁舎外壁清掃業務委託について、予定価格が10万円を超えているにもかかわらず、見積合わせを行わずに一者随意契約をしている事例が認められた。	監査対象機関	監 査 実 施 日
日田土木事務所	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。	(知事部局・総務部)	
中津土木事務所	庁舎除草及び植栽業務委託について、仕様書の決裁は取っているものの、実施向を作成せず契約を締結し、委託料を支出している事例が認められた。	知事室	令和6年7月17日、令和6年8月2日
宇佐土木事務所	自家用電気工作物等保安管理業務委託について、請求書の管理を怠った。	行政企画課	令和6年7月18日、令和6年8月2日
		電子自治体推進課	令和6年7月18日、令和6年8月2日
		県政情報課	令和6年7月17日、令和6年8月2日
		人事課	令和6年7月17日、令和6年8月2日
		財政課	令和6年7月17日、令和6年8月2日
		税務課	令和6年7月18日、令和6年8月2日
		市町村振興課	令和6年7月18日、令和6年8月2日
		学事・私学振興課	令和6年7月17日、令和6年8月2日
		総務事務センター	令和6年7月18日、令和6年8月2日
		大分県東部振興局	令和6年5月21日から5月23日、令和6年6月10日
		大分県東部振興局日出水利耕地事務所	令和6年5月24日、令和6年6月10日
		大分県中部振興局	令和6年6月11日から6月13日、令和6年7月1日

令和六年十一月二十九日

大分県報（監査公表）

一四

大分県南部振興局	令和6年5月29日から5月31日、 令和6年7月3日	ことも未来課	令和6年7月4日、令和6年7月23日
		ことも・家庭支援課	令和6年7月4日、令和6年7月23日
大分県豊肥振興局	令和6年6月4日から6月6日、 令和6年7月3日	障害福祉課	令和6年7月3日、令和6年7月23日
		(知事部局・生活環境部)	
大分県豊肥振興局豊後大野水利耕地事務所	令和6年6月7日、令和6年7月3日	生活環境企画課	令和6年6月19日、令和6年7月9日
大分県豊肥振興局大野川上流開発事業事務所	令和6年6月7日、令和6年7月3日	環境政策課	令和6年6月19日、令和6年7月9日
大分県西部振興局	令和6年5月29日から5月31日、 令和6年6月27日	県民生活・男女共同参画課	令和6年6月17日、令和6年7月9日
大分県北部振興局	令和6年5月20日から5月22日、 令和6年6月12日	食品・生活衛生課	令和6年6月18日、令和6年7月9日
別府県税事務所	令和6年6月4日、令和6年7月5日	環境保全課	令和6年6月18日、令和6年7月9日
大分県税事務所	令和6年6月5日から6月6日、 令和6年7月1日	循環社会推進課	令和6年6月17日、令和6年7月9日
日田県税事務所	令和6年6月11日、令和6年6月27日	人権尊重・部落差別解消推進課	令和6年6月19日、令和6年7月9日
中津県税事務所	令和6年6月12日、令和6年7月5日	防災局防災対策企画課	令和6年6月19日、令和6年7月9日
		消費生活・男女共同参画プラザ	令和6年6月17日、令和6年7月9日
(知事部局・企画振興部)		(知事部局・商工観光労働部)	
政策企画課	令和6年7月11日、令和6年8月1日	商工観光労働企画課	令和6年6月26日、令和6年7月19日
おおいの創生推進課	令和6年7月12日、令和6年8月1日	経営創造・金融課	令和6年6月26日、令和6年7月19日
国際政策課	令和6年7月16日、令和6年8月1日	工業振興課	令和6年6月26日、令和6年7月19日
芸術文化振興課	令和6年7月11日、令和6年8月1日	D X推進課	令和6年6月27日、令和6年7月19日
広報広聴課	令和6年7月12日、令和6年8月1日	先端技術挑戦課	令和6年6月27日、令和6年7月19日
統計調査課	令和6年7月16日、令和6年8月1日	商業・サービス業振興課	令和6年6月27日、令和6年7月19日
交通政策局交通政策企画課	令和6年7月16日、令和6年8月1日	企業立地推進課	令和6年6月27日、令和6年7月19日
		産業人材政策課	令和6年7月1日、令和6年7月19日
(知事部局・福祉保健部)		観光局観光政策課	令和6年7月1日、令和6年7月19日
福祉保健企画課	令和6年7月2日、令和6年7月23日	(知事部局・農林水産部)	
医療政策課	令和6年7月2日、令和6年7月23日	農林水産企画課	令和6年6月20日、令和6年7月10日
健康政策・感染症対策課	令和6年7月2日、令和6年7月23日	団体指導・金融課	令和6年6月20日、令和6年7月10日
国保医療課	令和6年7月3日、令和6年7月23日	地域農業振興課	令和6年6月20日、令和6年7月10日
高齢者福祉課	令和6年7月3日、令和6年7月23日	新規就業・経営体支援課	令和6年6月20日、令和6年7月10日

水田細地化・集落営農課	令和6年6月21日、令和6年7月10日		
おおいたブランド推進課	令和6年6月21日、令和6年7月10日		
園芸振興課	令和6年6月21日、令和6年7月10日		
畜産振興課	令和6年6月21日、令和6年7月11日		
農地計画課	令和6年6月24日、令和6年7月10日		
農地・農村整備課	令和6年6月24日、令和6年7月10日		
林務管理課	令和6年6月24日、令和6年7月10日		
森林保全課	令和6年6月24日、令和6年7月11日		
漁業管理課	令和6年6月25日、令和6年7月11日		
水産振興課	令和6年6月25日、令和6年7月11日		
漁港漁村整備課	令和6年6月25日、令和6年7月10日		
(知事部局・土木建築部)			
土木建築企画課	令和6年7月19日、令和6年8月6日		
建設政策課	令和6年7月19日、令和6年8月6日		
用地対策課	令和6年7月19日、令和6年8月5日		
道路建設課	令和6年7月22日、令和6年8月5日		
道路保全課	令和6年7月22日、令和6年8月5日		
河川課	令和6年7月22日、令和6年8月6日		
港湾課	令和6年7月23日、令和6年8月6日		
砂防課	令和6年7月23日、令和6年8月6日		
都市・まちづくり推進課	令和6年7月19日、令和6年8月5日		
公園・生活排水課	令和6年7月24日、令和6年8月6日		
建築住宅課	令和6年7月24日、令和6年8月5日		
施設整備課	令和6年7月24日、令和6年8月6日		
豊後高田土木事務所	令和6年5月14日から5月15日、令和6年6月5日		
大分土木事務所	令和6年5月8日から5月10日、令和6年5月31日		
臼杵土木事務所	令和6年5月9日から5月10日、		
		豊後大野土木事務所	令和6年5月31日
		令和6年8月19日から8月20日、令和6年9月25日	
		玖珠土木事務所	令和6年5月14日から5月15日、令和6年6月7日
		日田土木事務所	令和6年5月16日から5月17日、令和6年6月7日
		中津土木事務所	令和6年5月16日から5月17日、令和6年6月12日
		宇佐土木事務所	令和6年5月14日から5月15日、令和6年6月5日
		(知事部局・会計管理局)	
		会計課	令和6年7月29日、令和6年8月7日
		用度管財課	令和6年7月29日、令和6年8月7日
		(各種委員会)	
		議事事務局	令和6年7月25日、令和6年8月7日
		人事委員会事務局	令和6年7月30日、令和6年8月7日
		労働委員会事務局	令和6年7月11日、令和6年8月7日
		監査委員事務局	令和6年7月30日
		(企業局)	
		企業局	令和6年6月6日から6月7日、令和6年6月10日、令和6年7月1日
		(病院局)	
		病院局	令和6年6月3日から6月5日、令和6年7月1日
		(教育庁)	
		教育改革・企画課	令和6年7月5日、令和6年7月24日
		教育人事課	令和6年7月5日、令和6年7月24日
		教育財務課	令和6年7月10日、令和6年7月24日
		福利課	令和6年7月8日、令和6年7月24日

令和六年十一月二十九日

大分県報 (監査公表)

一五

学校安全・安心支援課	令和6年7月10日、令和6年7月24日	組織犯罪対策課	令和6年7月29日、令和6年8月7日
義務教育課	令和6年7月8日、令和6年7月24日	鑑識課	令和6年7月29日、令和6年8月7日
特別支援教育課	令和6年7月8日、令和6年7月24日	科学捜査研究所	令和6年7月29日、令和6年8月7日
高校教育課	令和6年7月9日、令和6年7月24日	(警察本部・交通部)	
社会教育課	令和6年7月5日、令和6年7月24日	交通企画課	令和6年7月25日、令和6年8月7日
人権教育・部落差別解消推進課	令和6年7月8日、令和6年7月24日	交通指導課	令和6年7月29日、令和6年8月7日
文化課	令和6年7月8日、令和6年7月24日	交通規制課	令和6年7月29日、令和6年8月7日
体育保健課	令和6年7月10日、令和6年7月24日	運転免許課	令和6年7月25日、令和6年8月7日
(警察本部・警務部)		交通機動隊	令和6年7月25日、令和6年8月7日
総務課	令和6年7月30日、令和6年8月7日	高速道路路交通警察隊	令和6年7月25日、令和6年8月7日
広報課	令和6年7月30日、令和6年8月7日	(警察本部・警備部)	
会計課	令和6年7月30日、令和6年8月7日	警備企画課	令和6年7月30日、令和6年8月7日
施設整備課	令和6年7月29日、令和6年8月7日	外事課	令和6年7月30日、令和6年8月7日
警務課	令和6年7月29日、令和6年8月7日	警備運用課	令和6年7月30日、令和6年8月7日
厚生課	令和6年7月30日、令和6年8月7日	機動隊	令和6年7月30日、令和6年8月7日
監察課	令和6年7月30日、令和6年8月7日		
留置管理課	令和6年7月30日、令和6年8月7日		
情報管理課	令和6年7月30日、令和6年8月7日		
(警察本部・生活安全部)			
生活安全企画課	令和6年7月25日、令和6年8月7日		
地域課	令和6年7月25日、令和6年8月7日		
人身安全・少年課	令和6年7月25日、令和6年8月7日		
生活安全捜査課	令和6年7月25日、令和6年8月7日		
サイバー犯罪対策課	令和6年7月25日、令和6年8月7日		
(警察本部・刑事部)			
刑事企画課	令和6年7月29日、令和6年8月7日		
捜査第一課	令和6年7月29日、令和6年8月7日		
捜査第二課	令和6年7月29日、令和6年8月7日		

  

<p>第1 監査の概要</p> <p>この臨時監査は、大分県監査委員監査基準（令和2年大分県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。</p> <p>1 監査の対象</p> <p>監査日の属する月の前々月末までの6か月間における旅費、その他需用費等の事務的</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき実施した臨時監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。</p> <p>令和6年11月29日</p> <p>大分県監査委員 長 谷 尾 雅 通 大分県監査委員 長 野 恭 子 大分県監査委員 森 誠 一 大分県監査委員 守 永 信 幸</p>
---	--

経費及び現金出納事務、その他必要と認めるもの

## 2 監査の実施

知事部局、教育庁及び教育機関並びに警察本部について、令和6年4月16日から5月27日までの期間において実施した。

	監査対象機関数
知事部局	6
教育庁及び教育機関	17
警察本部	2
合計	25

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

## 3 監査の主眼

旅費、その他需用費等の事務的経費の適正支出が確保されているか、また、現金出納事務ほか日常事務が適正に処理されているかを主眼として実施した。

### 第2 監査の結果

監査を実施した25機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり3機関において、1件の指摘事項及び3件の注意事項があった。

その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

#### (1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

#### (2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ② 過失が認められるもの

③ 事務処理等が適正を欠くもの

④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

### 1 指摘事項

監査対象機関	監査結果
(教育庁及び教育機関)	
臼杵支援学校	校舎内塗装修繕工事について、業務完了通知書の提出がなく、検査を行うこともなく修繕料を支出している事例が認められた。

### 2 注意事項

監査対象機関	監査結果
(知事部局)	
こころとからだの相談支援センター	庁舎修繕料について、予定価格が10万円を超えているにもかかわらず、見積合わせを行わずに一者随意契約をしている事例が認められた。
(教育庁及び教育機関)	
大分商業高等学校	卒業証明書の交付申請について、手数料を定額小為替で収納したにもかかわらず、申請者に対し領収書を交付していない事例が認められた。 印刷業務について、誤って積算金額を上回る予定価格を設定し、結果として同金額で契約を締結している事例が認められた。

### 3 監査の執行状況

監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。

監査対象機関	監査実施日
(知事部局)	
西部保健所	令和6年4月16日
北部保健所	令和6年4月16日
こころとからだの相談支援センター	令和6年5月24日
衛生環境研究センター	令和6年5月24日
農林水産研究指導センター 農業研究部	令和6年5月27日
農林資産研究指導センター 農業研究部 水田農業グループ	令和6年4月17日
(教育庁及び教育機関)	

令和六年十一月二十九日

大分県報（監査公表）

一八

別府教育事務所	令和6年5月20日
歴史博物館	令和6年4月19日
高田高等学校	令和6年4月17日
大分上野丘高等学校	令和6年4月17日
大分雄城台高等学校	令和6年4月19日
大分商業高等学校	令和6年4月19日
佐伯鶴城高等学校	令和6年5月13日
佐伯豊南高等学校	令和6年5月13日
日田高等学校	令和6年4月16日
中津南高等学校	令和6年4月16日
盲学校	令和6年5月8日
宇佐支援学校	令和6年4月19日
南石垣支援学校	令和6年5月20日
大分支援学校	令和6年4月17日
臼杵支援学校	令和6年5月8日
佐伯支援学校	令和6年4月18日
竹田支援学校	令和6年4月18日
(警察本部)	
玖珠警察署	令和6年5月13日
豊後大野警察署	令和6年4月18日